

# 平成31年 第2回

## 北見市第二農業委員会総会議事録

日	時	平成31年2月26日(火)
場	所	第二農業委員会会議室
		午後 2時00分 開会
		午後 3時00分 閉会

### 1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 議案第6号
- 第 9 報告第1号

## 2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 第 7 議案第 5 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

3 平成31年第2回北見市第二農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	菊池 広 君		
2	菅原 正信 君		
3	貝沼 輝美 君		
4	加藤 貴善 君		
5	中川 博光 君		
6	中野 彰裕 君		
7	樋渡 明 君		
8	水戸部正己 君		
9	山内 幹司 君		
10	麻島 秀喜 君		
11	内藤 貴之 君		
12	植松 正仁 君		
13	岡田真理子 君		
14	久世 和徳 君		
15	清井 俊幸 君		

	氏名	出席	欠席
16	清尾 雅人 君		
17	深尾 勇治 君		
18	森脇 幸喜 君		
19	越智 弘己 君		
20	東海林 晃 君		
21	伊藤 稔 君		
22	黒瀬 大雄 君		
23	長尾 正典 君		
24	畠山 政博 君		
25	森谷 裕美 君		
26	茂住 修二 君		
27	檜尾 英司 君		

出席 26 名  
欠席 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	山 本 英 司 君
事務局 次長	藤 沢 浩 君
農地 課長	宮 部 秀 明 君
総務 係長	清 水 拓 君
分室 係長	川 村 一 哉 君
分室 係長	佐 野 朋 也 君
分室 係長	越 智 聡 君

(3) 議 長 檜尾 英司 君  
署名委員 8 番 水戸部正己 委員  
署名委員 13 番 岡田真理子 委員

事務局長  
(山本 英司君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。  
それでは、平成31年第2回北見市第二農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～ 会長挨拶 ～

事務局長  
(山本 英司君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。  
会長、よろしくお願いいいたします。

議長  
(樫尾 英司君)

これより、平成31年第2回北見市第二農業委員会総会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長  
(藤沢 浩君)

ご報告を申し上げます。  
ただいまの出席委員数は、26名であります。15番 清井委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。  
次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。  
以上であります。

議長  
(樫尾 英司君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。  
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。  
本日の議事録署名委員は8番 水戸部委員、13番 岡田委員の両名を指名いたします。  
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。  
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日かぎりにしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議長  
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日かぎりとして決定いたします。  
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の1ページから9ページでございます。  
議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。  
今回の申請は、使用貸借による権利が3件、賃借権が4件、所有権売買が3件の合計10件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
なお、許可に係る地目及び面積は、9ページ欄外に記載のとおり、「田」が8筆、「畑」が131筆で、合計面積は1,182,391.02㎡であります。  
以上でございます。

議長  
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

2 番  
(菅原 正信君)

端野班に関わる案件、番号 1 番から 4 番についてご説明いたします。

番号 1 番、使用貸借による権利、所在及び地番は、端野町一区 「畑」、  
外「田」7 筆、「畑」15 筆で、合計面積は 168,262 m<sup>2</sup>です。貸主は、  
さん。借主は、同住所 さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号 2 番、権利は賃借権、所在及び地番は、端野町二区 の内「田」、  
面積は 2,348 m<sup>2</sup>です。貸主は、 さん。借主は、 さん。申請事  
由以下は記載のとおりです。

番号 3 番、権利は賃借権、所在及び地番は、端野町協和 「畑」、  
外「畑」1 筆、合計面積は 39,709 m<sup>2</sup>です。貸主は、 さん。借主は、  
さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号 4 番、権利は賃借権、所在及び地番は、端野町協和 「畑」、  
面積は 11,117 m<sup>2</sup>です。貸主は、 さん。借主は、 さん。申請事  
由以下は記載のとおりです。

以上でございます。

1 1 番  
(内藤 貴之君)

常呂班に関わる案件、番号 5 番から 7 番についてご説明いたします。

番号 5 番、権利は所有権売買、所在及び地番は、常呂町字岐阜 「畑」、  
外「畑」1 筆で、合計面積は 13,253 m<sup>2</sup>です。譲渡人は、 さん。譲受人  
は、 さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号 6 番、権利は賃借権、所在及び地番は、常呂町字富丘 「畑」、  
外「畑」10 筆で、合計面積は 49,415 m<sup>2</sup>です。貸主は、 さん。借主は、  
さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号 7 番、権利は所有権売買、所在及び地番は、常呂町字富丘 「畑」、  
面積は 9,875 m<sup>2</sup>です。譲渡人は、 さん。譲受人は、 。申請事  
由以下は記載のとおりです。

以上でございます。

議 長  
(櫻尾 英司君)

つづきまして、留辺蘂班よりご説明をお願いいたします。

2 3 番  
(長尾 正典君)

留辺蘂班に関わる案件、番号 8 番から 10 番についてご説明いたします。

番号 8 番、権利は使用貸借による権利、所在及び地番は、留辺蘂町厚和  
「畑」、外「畑」73 筆で、合計面積は 613,199.02 m<sup>2</sup>です。貸主は、  
さん。借主は、同住所 。申請事由以下は記載のとおりです。

番号 9 番、権利は使用貸借による権利、所在及び地番は、留辺蘂町厚和  
「畑」、外「畑」22 筆で、合計面積は 271,008 m<sup>2</sup>です。貸主は、  
さん。借主は、同住所 さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号 10 番、権利は所有権売買、所在及び地番は、留辺蘂町大富  
「畑」、面積は 4,205 m<sup>2</sup>です。譲渡人は、 。譲受人は、 。申  
請事由以下は記載のとおりです。

以上でございます。

議 長  
(櫻尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて  
おります議案に対する質疑に入りますが、2 番の案件については、 が、  
3 番および 4 番の案件については、 が、8 番の案件については、  
が除斥の対象となりますので、まず、2 番、3 番、4 番、8 番を除いた案件  
について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。  
本案は、2番、3番、4番、8番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、2番、3番、4番、8番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
それでは次に、2番の案件に対する質疑に入りますので、は一時退席願います。

(、退席)

議長  
(櫻尾 英司君)

それでは、2番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(、着席)

議長  
(櫻尾 英司君)

それでは次に、3番および4番の案件に対する質疑に入りますので、  
は一時退席願います。

(、退席)

議長  
(櫻尾 英司君)

それでは、3番および4番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。  
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長

異議なしと認めます。

( 櫻尾 英司君 ) よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

( 、着席)

議 長  
( 櫻尾 英司君 ) それでは次に、8番の案件に対する質疑に入りますので、 は一時退席願います。

( 、退席)

議 長  
( 櫻尾 英司君 ) それでは、8番の案件に対する質疑に入ります。どなたか、ご質疑はございませんか。

~~なしの声あり~~

議 長  
( 櫻尾 英司君 ) なければ、これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

~~異議なしの声多数~~

議 長  
( 櫻尾 英司君 ) 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

( 、着席)

議 長  
( 櫻尾 英司君 ) 次に、日程第4、『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
( 宮部 秀明君 ) 議案の10ページから11ページでございます。位置図につきましては、25ページ以降に添付してございますので、ご参照願います。それでは、議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回の申請は6件です。許可に係る地目及び転用面積は、11ページ欄外に記載のとおり、「畑」が5筆、「宅地」が6筆で、合計面積は29,291㎡であります。これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ていきますことから、担当分室係長から説明をいたします。以上でございます。

分室係長  
( 川村 一哉君 ) 端野班に係る案件、番号1番、2番についてご説明いたします。番号1番、所在及び地番は、端野町川向 の内、現況地目は「宅地」、面積は、1,642㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫・農作業場・車輛置場・農機具置場・コンテナ置場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。番号2番、所在及び地番は、端野町川向 、現況地目は「畑」、面積は、1,523㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫・農作業場・コンテナ置場。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

分室係長  
(佐野 朋也君)

常呂班に係る案件、番号3番、4番についてご説明いたします。  
番号3番、所在及び地番は、常呂町字岐阜、現況地目は「宅地」、面積は、625㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。  
番号4番、所在及び地番は、常呂町字共立 外3筆、現況地目は「宅地」、合計面積は、6,134㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、さんです。転用目的及び計画の内容は、酪農施設。申請事由以下につきましては記載のとおりです。  
以上でございます。

分室係長  
(越智 聡君)

留辺蘂班に係る案件、番号5番、6番についてご説明いたします。  
番号5番、所在及び地番は、留辺蘂町松山 外1筆、現況地目は「畑」、合計面積は、8,561㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、です。転用目的及び計画の内容は、酪農施設。申請事由以下につきましては記載のとおりです。  
番号6番、所在及び地番は、留辺蘂町松山 外1筆、現況地目は「畑」、合計面積は、10,806㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。申請人は、です。転用目的及び計画の内容は、酪農施設。申請事由以下につきましては記載のとおりです。  
以上でございます。

議長  
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、6番の案件については、が、除斥の対象となりますので、まず、6番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。  
本案は、6番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長  
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、6番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
それでは次に、6番の案件に対する質疑に入りますので、は一時退席願います。

(、退席)

議長  
(櫻尾 英司君)

それでは、6番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。



～～なしの声あり～～

議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

( 、着席)

議長  
(櫻尾 英司君)

次に、日程第5、『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の12ページから13ページでございます。位置図につきましては、25ページ以降に添付してございますので、ご参照願います。

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

今回の申請は、所有権売買が3件、使用貸借による権利が2件の合計5件です。

なお、許可に係る地目及び転用面積は、13ページ欄外に記載のとおり、「田」が2筆、「畑」が3筆で、合計面積は6,157㎡であります。

これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ていきますことから、担当分室係長から説明をいたします。

以上でございます。

分室係長  
(川村 一哉君)

端野班に係る案件、番号1番から3番についてご説明いたします。

番号1番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、端野町三区、  
現況地目は「田」、面積は、1,232㎡です。農地区分は、第3種農地。譲渡人は、  
さん。譲受人は、  
さんです。転用目的及び計画の内容は、  
倉庫・駐車場・雪捨て場・通路。

申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号2番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、端野町三区、  
現況地目は「田」、面積は、3,339㎡です。農地区分は、第3種農地。譲渡人は、  
さん。譲受人は、  
さんです。転用目的及び計画の内容は、  
太陽光発電施設。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号3番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、端野町川向、  
現況地目は「畑」、面積は、468㎡です。農地区分は、第1種農地。  
貸主は、  
さん。借主は、  
さんです。転用目的及び計画の内容は、  
農家住宅・庭・雪捨て場・駐車場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

分室係長  
(佐野 朋也君)

常呂班に係る案件、番号4番、5番についてご説明いたします。

番号4番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、常呂町字土佐、

現況地目は「畑」、面積は、159 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第1種農地。譲渡人は、  
さん。譲受人は、  
さんです。転用目的及び計画の内容は、通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号5番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、常呂町字日吉  
、現況地目は「畑」、面積は、959 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第1種農地。貸主は、  
さん。借主は、  
さんです。転用目的及び計画の内容は、農家住宅・庭・駐車場・家庭菜園・通路・浄化槽。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

議長  
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長  
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第6、『議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の14ページでございます。

議案第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。

今回の通知は、合意解約による通知が2件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

なお、通知に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が2筆で、合計面積は15,102 m<sup>2</sup>であります。

今回の案件2件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局より一括してご説明いたします。

番号1番、所在及び地番は、留辺薬町花園  
、現況地目は「畑」、面積は、7,551 m<sup>2</sup>です。賃貸人は、  
。賃借人は、  
です。解約等の理由は、「合意解約」、合意等の日は、平成31年2月13日、引き渡しの時期は、平成31年2月13日です。契約の内容等は、記載のとおりです。

番号2番、所在及び地番は、留辺薬町花園  
、現況地目は「畑」、面積は、7,551 m<sup>2</sup>です。賃貸人は、  
さん。賃借人は、  
です。解約等の理由は、「合意解約」、合意等の日は、平成31年2月13日、引き渡しの時期は、平成31年2月13日です。契約の内容等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議 長  
( 櫻尾 英司君 )

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、1番の案件については、が、除外の対象となりますので、まず、1番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
( 櫻尾 英司君 )

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、1番の案件を除いて、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
( 櫻尾 英司君 )

異議なしと認めます。

よって本案は、1番の案件を除いて、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、1番の案件に対する質疑に入りますので、は一時退席願います。

( 、退席 )

議 長  
( 櫻尾 英司君 )

それでは、1番の案件に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
( 櫻尾 英司君 )

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
( 櫻尾 英司君 )

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

( 、着席 )

議 長  
( 櫻尾 英司君 )

次に、日程第7、『議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

議案の 15 ページから 18 ページでございます。

議案第 4 号 「農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について」ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による北見市農業振興地域整備計画の変更について、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき北見市長から意見を求められたものでございます。

今回の案件 16 件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局より一括してご説明いたします。

番号 1 番、土地の表示は、端野町一区 外 1 筆、現況は「畑」、合計面積は、2,362 m<sup>2</sup>です。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入。

番号 2 番、土地の表示は、端野町川向 、現況は「宅地」、面積は、1,288.11 m<sup>2</sup>です。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・コンテナ置場・資材置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、無です。

番号 3 番、土地の表示は、端野町協和 外 1 筆、現況は「畑」、合計面積は、1,801 m<sup>2</sup>です。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入。

番号 4 番、土地の表示は、端野町協和 、現況は「畑」、面積は、13,487 m<sup>2</sup>です。所有者は、 さん。申請者は、同住所 さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入。

番号 5 番、土地の表示は、端野町川向 の内、現況は「畑」、面積は、1,171 m<sup>2</sup>です。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、用途変更。

番号 6 番、土地の表示は、端野町川向 の内 外 1 筆、現況は「宅地・畑」、合計面積は、3,165 m<sup>2</sup>です。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・農作業場・車輛置場・農機具置場・コンテナ置場。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号 7 番、土地の表示は、端野町川向 、現況は「畑」、面積は、468 m<sup>2</sup>です。所有者は、 さん。申請者は、 さんです。土地利用計画は、農家住宅・庭・雪捨て場・駐車場・通路。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、有です。

番号 8 番、土地の表示は、常呂町字東浜 の内 外 1 筆、現況は「宅地」、合計面積は、231 m<sup>2</sup>です。所有者は、 さん。申請者は、同住所 さんです。土地利用計画は、農業用倉庫兼育苗ハウス。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、無です。

番号 9 番、土地の表示は、常呂町字共立 、現況は「宅地」、面積は、1,415 m<sup>2</sup>です。所有者は、 さん。申請者は、 さんです。土地利用計画は、酪農施設。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、編入。転用計画は、有です。

番号 10 番、土地の表示は、常呂町字東浜 の内 外 1 筆、現況は「畑」、合計面積は、157 m<sup>2</sup>です。所有者は、 さん。申請者は、同住所 さんです。土地利用計画は、農業用倉庫兼育苗ハウス。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、無です。

番号 11 番、土地の表示は、常呂町字岐阜 、現況は「宅地」、面積は、625 m<sup>2</sup>です。所有者及び申請者は、 さんです。土地利用計画は、農業用倉庫・通路。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分は、

用途変更。転用計画は、有です。

番号12番、土地の表示は、常呂町字共立 外2筆、現況は「宅地」、  
合計面積は、4,719㎡です。所有者は、 さん。

申請者は、 さんです。土地利用計画は、酪農施設。申請理由は、農業  
用施設用地として利用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

番号13番、土地の表示は、常呂町字土佐 、現況は「畑」、面積は、  
159㎡です。所有者は、 さん。申請者は、 さんです。土地利  
用計画は、通路。申請理由は、 漁業用資材置場の通路として利用するため。  
申請区分は、除外。転用計画は、 有です。

番号14番、土地の表示は、常呂町字日吉 、現況は「畑」、面積は、  
959㎡です。所有者は、 さん。申請者は、 さんです。土地利  
用計画は、農家住宅・庭・駐車場・家庭菜園・通路・浄化槽。申請理由は、農  
家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外。転用計画は、有です。

番号15番、土地の表示は、留辺蘂町松山 外1筆、現況は「畑」、  
合計面積は、8,561㎡です。所有者及び申請者は、 です。土地利用計  
画は、酪農施設。申請理由は、農業用施設用地として利用するため。申請区分  
は、用途変更。転用計画は、有です。

番号16番、土地の表示は、留辺蘂町松山 外1筆、現況は「畑」、  
合計面積は、10,806㎡です。所有者は、 さん。申請者は、同住所  
 です。土地利用計画は、酪農施設。申請理由は、農業用施設用地として利  
用するため。申請区分は、用途変更。転用計画は、有です。

なお、農業振興地域整備計画の変更に係る面積は、18ページ欄外に記載のと  
おり、「編入」9筆、「用途変更」13筆、「除外」3筆で、合計面積は51,374.11  
㎡であります。

以上でございます。

議長  
( 櫻尾 英司君 )

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されてお  
ります議案に対する質疑に入りますが、16番の案件については、 が、  
除斥の対象となりますので、まず、16番を除いた案件について、質疑をお受  
けてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
( 櫻尾 英司君 )

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、16番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異  
議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
( 櫻尾 英司君 )

異議なしと認めます。

よって本案は、16番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認するこ  
とに決定いたします。

それでは次に、16番の案件に対する質疑に入りますので、 は一時  
退席願います。

( 、退席 )

議長  
(櫻尾 英司君)

それでは、16番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長  
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

( 、着席)

議長  
(櫻尾 英司君)

次に、日程第8、『議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の19ページから24ページでございます。  
議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

今回、北見市長より付議された案件は、賃貸借が17件、所有権売買が8件の合計25件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、集積計画に係る地目及び面積は、24ページ欄外に記載のとおり、「田」が8筆、「畑」が101筆で、合計面積は1,003,691.39㎡であります。

以上でございます。

議長  
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

2番  
(菅原 正信君)

端野班に関わる案件、番号1番から23番についてご説明いたします。

番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、116,000円、10aあたり8,600円となります。

番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は16,000円、10aあたり4,500円となります。

番号3番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は4,230円、10aあたり5,000円となります。

番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は491,700円、10aあたり7,600円となります。

番号5番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は6,025,000円、10aあたり108,400円です。

番号6番、利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は402,500円、10aあたり5,500円となります。

番号7番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は27,000円、10aあたり139,200円となります。

番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は124,600円、10aあたり5,200円となります。

番号9番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、さんです。土地の表示以下については記載のとおり、借賃は388,840円、10aあたり8,200円となります。

番号10番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は927,300円、10aあたり5,900円となります。

番号11番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は238,200円、10aあたり5,300円となります。

番号12番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は2,743,000円、10aあたり124,200円となります。

番号13番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、298,800円、10aあたり5,700円となります。

番号14番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は871,000円、10aあたり94,800円となります。

番号15番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は237,000円、10aあたり6,200円となります。

番号16番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は134,100円、10aあたり7,000円となります。

番号17番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は49,500円、10aあたり2,400円となります。

番号18番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は404,000円、10aあたり7,700円となります。

番号19番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は197,600円、10aあたり8,000円となります。

番号20番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は5,456,000円、10aあたり124,500円となります。

番号21番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、さん。権利の設定等を受ける者は、さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は3,088,000円、10aあたり139,200円となります。

番号22番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、さん。

権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は12,000円、10aあたり122,500円となります  
番号23番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は21,000円、10aあたり2,300円となります。  
以上でございます。

議長  
(櫻尾 英司君)

つづきまして、留辺薬班よりお願いいたします。

23番  
(長尾 正典君)

留辺薬班に関わる案件、番号24番、25番についてご説明いたします。  
番号24番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は46,050,000円、10aあたり350,000円となります。  
番号25番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は336,000円、10aあたり5,000円となります。  
以上でございます。

議長  
(櫻尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただ今上程されております議案に対する質疑に入りますが、5番から7番の案件については、  
が、16番の案件については、 が除斥の対象となりますので、まず、5番から7番、そして16番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。  
本案は、5番から7番、16番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長  
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、5番および7番、16番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

議長  
(櫻尾 英司君)

それでは次に、5番から7番の案件に対する質疑に入りますので、  
は、一時退席願います。

( 、退席 )

議長  
(櫻尾 英司君)

それでは、5番から7番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～



議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。  
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

( 、着席)

議長  
(櫻尾 英司君)

それでは次に、16番の案件に対する質疑に入りますので、 は、一時退席願います。

( 、退席)

議長  
(櫻尾 英司君)

それでは、16番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

( 、着席)

議長  
(櫻尾 英司君)

次に、日程第9、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の25ページでございます。  
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明致します。  
今回の届出は、所有権相続が2件であります。

番号1番、所在・地番は、端野町緋牛内 「畑」、外「畑」3筆、  
合計面積は146,191㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同  
住所 さんです。届出日は平成31年1月31日、受理通知日は平成31  
年2月7日です。

番号2番、所在・地番は、常呂町字土佐 「畑」、外「畑」2筆、  
合計面積は55,030㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、  
さんです。届出日は平成31年1月30日、受理通知日は平成31年2月7日  
です。

なお、届出に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が7筆で、

合計面積は 201,221 m<sup>2</sup>です。

これらの案件につきましては、北見市第二農業委員会事務局規程第 6 条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議 長  
( 檜尾 英司君 )

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
( 檜尾 英司君 )

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議 長  
( 檜尾 英司君 )

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、平成 3 1 年第 2 回北見市第二農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

議 長 檜 尾 英 司

署名委員 水 戸 部 正 己

署名委員 岡 田 真 理 子